

法務研修セミナー 第31回報告

裁判員裁判における弁護の理論と実務
——実務編——

中京市民法律事務所 弁護士

名 越 陽 子

第1 はじめに

本稿は、平成24年の春、私が初めて体験した「裁判員裁判」における刑事弁護についての報告である。

裁判員裁判制度は、市民の方々にも波紋を投げかけ、その効果、問題点などが検証される場所であるが、我々弁護士にとっても、刑事弁護のあり方を見直す貴重な機会となった。

今回、裁判員裁判を経験したことにより、方々でなされている議論の意味を理解することができた。まさに、百聞は一見にしかず、何事も経験である。

つたない文章で恐縮であるが、本稿が、今後、裁判員裁判を経験するの方々にとって参考になれば幸いである。

第2 事件について

1 事案の概要

平成23年〇月〇日（秋頃）、被告人Xは、友人Yとともに、Yが運転する軽四乗用自動車（以下、「犯行車両」という）に乗って、Z市にあるリサイクルショップ（以下、「被害店」という）に来店した。

XとYは別々に店内の商品を見て回っていたところ、Xは、陳列されていた帽子が欲しくなり、咄嗟にこれを着ていたTシャツの腹のあたりに隠し、そのまま店外に出た。

ところが店の出入り口を出たとたん、設置されていた防犯センサーが、隠し持っていた帽子の防犯タグを感知し、大きな音でブザーが鳴り出した。Xはその音に驚き、また、被害店の店員に万引きがバレて捕まってしまうと思い、急いで、駐車場に停めてあった犯行車両の方へと逃げた。なお、犯行車両は友人Yの車だったが、気が動転したXは運転席に乗りこみ、ほぼ同時に店から走り出てきたYは、後部座席側に乗り込んだ。

Xがあわてて犯行車両のエンジンをかけたところ、被害店からXらを追いかけてきた従業員のA、Bが、相次いで犯行車両に駆け寄り、制止するために、車の前に立ちはだかった。

被告Xは、車を動かして脅せば、AやBが怖がって車から離れるだろうと考え、犯行車両のアクセルを少し踏んで前進し、ブレーキを踏むということを何度か繰り返したが、A、Bは一向に車から離れる様子になかった。焦ったXがブレーキから足を離し、アクセルを踏みこんだところ、驚いたA、Bが両側に避けたため、Xは被害店の駐車場から大通りに出てその場を逃れた。

なお、A、Bが避ける際、それぞれの右膝付近に犯行車両が衝突したため、両名は加療約2週間の右膝挫傷を負った。

Xは犯行車両を運転して大通りに出たものの、その先の交差点が赤信号になったため停止していたところ、被害店から、別の従業員Cが犯行車両を追って走り寄ってきた。Cは、犯行車両の前に出て、ボンネットに両手をついて、犯行車両を止めようとした。

Xは、Cも振り切ろうと必死になり、犯行車両を前進させてCに衝突させ、Cが車を避けて離れた瞬間、アクセルを踏み込み、その場から逃げ去った。

Cは加療約5日間の腹部打撲を負った。

2 罪名及び罰条

強盗致傷 刑法240条前段

【刑法240】（強盗致死傷）

強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

【刑法238】（事後強盗）

窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

3 当事者

X：本件被告人。本件犯行当時、成人して数ヶ月経過したところであった。

前科はないが、同種前歴が1件あり。万引きの常習性も認めている。

Y：Xとは中学時代からの友人で、Xと一緒に万引きを繰り返していた。

被害者A、B及びC：20代～30代と比較的若いアルバイト店員。

犯行直後の警察、検察での調書では「厳罰を望む」と記載があったが、公判前に示談に応じ、減刑嘆願文言を入れることにも同意した。

4 争点

本件では、被告人Xが罪を認めていたため、犯罪事実に争いはなく、情状（どの程度の量刑にするかを判断する場合に考慮される事情）勝負の事案であったが、公判では、検察、弁護人共に争点としなかった点をめぐり、想定外の出来事が起こった。これについては後から述べる。

第3 逮捕、起訴から判決までの流れ

愛知県では、裁判員裁判における弁護人の負荷を考慮し、国選弁護人を複数選任（原則2名）する運用がなされている。

本件では、当初2名の弁護人が選任されていたが、公判前整理手続が終了する直前、うち1名が病気のため弁護活動を続けることが困難となった。そこで、私が交替要員として選任された。

私が弁護人に選任された時点で、既に公判まで1ヶ月を切っていた。当然、被告人とも面識がなかったため、それから1ヶ月の間、被告人との接見（面会）を重ね、信頼関係を築くとともに、事件の内容、背景事情について把握するよう努めた。

以下が、本件被告人Xの逮捕から判決に至るまでの流れである。

平成23年秋頃	被告人Xの逮捕、起訴
～平成24年春頃	公判前整理手続
	当職が弁護人に追加選任される（前任者辞任のため）
〈公判〉1日目	午前 裁判員選任手続
	午後 冒頭手続、冒頭陳述（検察官、弁護人）
	検察官請求書証の取調べ
〈公判〉2日目	午前 被害者Cの尋問
	弁護人請求書証の取り調べ
	被告人質問
〈公判〉3日目	午前 論告・求刑、弁論、被告人の最終陳述
	午後 評議（裁判官、裁判員）
〈公判〉4日目	午前：評議（裁判官、裁判員） 午後：判決宣告

第4 公判（裁判）について

1 裁判員選任手続

まず、裁判員候補となった方々から、今回の裁判員（6名プラス予備として1名）を選任する手続である。裁判官、検察官、弁護人の前で、候補者の方々が順番に面接をし、質問に答える。本事件の当事者と関係がある等、一定の事情がある人は選任されない。

その他、検察官、弁護人は、「理由なき不選任」つまり、一定の事情には該当しない特定の候補者を、裁判員から除外することができる。この制度には賛否両論があるが、際どい事件の場合、裁判員の男女比率、年齢構成が判決に影響を及ぼす可能性も否めない。

本件はまさに、裁判員の影響力を強く感じた事案であったため、振り返ってみると、被告人に不利な判断をする候補者がいなかったかどうか、この段階での見極めが重要であったと感じた。

2 冒頭陳述

裁判員選任手続が終わると、いよいよ午後から、公判開始である。

起訴状朗読の後、冒頭陳述（証拠により証明すべき事実を明らかにすること）が行われた。

通常事件と異なり、公判前整理手続に付した事案は、弁護人側も冒頭陳述を行うことが必須となる。

本件は、万引き後、追ってきた店員に自動車をぶつけて逃げるといった悪質な犯行態様であり、被害者の店員らの傷害の程度が比較的軽かったのも、ひとえに、店員らが機敏に車両を避けたおかげであったともいえる。

したがって、弁護人の方針は、犯行態様の悪質性を認めた上で、被告人の更生意欲やその可能性が高いことを強調する、というものであった。

また、「前科がない」という事実は、一般に刑事裁判において被告人に有利な情状ではあるものの、犯行当時20歳と数ヶ月であったことから、「前科がなく当然」という印象を裁判員が抱くことを想定し、あえて強調しなかった（この点については、検察官が証拠提出の上、被告人に有利な事情として主張していたこともあり、省略しても支障なしと判断した）。

3 証人尋問（被害者Cの尋問）

検察官が請求した被害者Cの尋問は、検察官が、本件犯行態様の悪質性を強調することが主眼とされていた。

被害者Cは、本件公判前に示談に応じていた（減刑嘆願を含む）ものの、本件犯行時、大きな恐怖を味わっており、示談にも積極的に応じたというよりは、時間が経ったので仕方なく応じたという証言をした。

これに対し弁護人は、示談当時、減刑嘆願の意味を説明した上で、減刑嘆願の文言抜きの示談書と、文言が入った示談書の両方を用意していたところ、Cの意思で、減刑嘆願入りの示談書に署名したとの証言等を引き出した。

その後、裁判員の方々の質問が始まり、予想外の展開となった。

まず、裁判員は、検察官提出書証の実況見分で使用された車両が、本件犯行車両（軽自動車）よりも大きな普通自動車のワンボックスカーであったことに着目し、傷害を負った部分が実況見分どおりなのか否か、被害者Cを次々に追及した。

また、他の被害者A、Bの負傷部位が右膝であったのに対し、なぜCの負傷部位だけが腹なのか、おかしいのではないかと、被害者Cを詰問した。

公判前整理手続でも公判でも、弁護人としては、負傷の部位に争う意向がなく、争点としていなかったため、裁判官の訴訟指揮により争点から外されるのではないかと思ひ、黙って聞いていたが、裁判官が裁判員の質問を制することはなかった。

結果的に、検察官、弁護人の質問時間よりも長い時間、裁判員、裁判官が質問をした。

4 証人尋問（被告人の母親の尋問）

弁護人が請求した被告人の母親に対する尋問は、公判2日目の午後に行われた。

被告人の母親は、我々弁護人からみると、大変物静かで口下手な女性であった。夫（被告人の父親）にも遠慮しており、被害者A、B、Cへの示談金も、夫に内緒で支払った（よって、各数万円

という少額であった) という経緯があった。

被告人に対しても、これまで万引き事件が発覚した時ですら、厳しく叱ることもなくただ見守ってきただけであり、また、仕事をしない被告人にねだられる度に小遣いを与える(小遣いを与えないと万引きするかもしれないという認識だった) など、被告人に真摯に向き合っているとは言い難い状況であった。情状証人としては心許なく不安はあったものの、父親と被告人との関係がうまくいっていないこともあり、母親以外、情状証人になる者がいない苦しい状況であった。

当然、検察官からも、これまでの両親による監督が不十分であった点など、厳しく追及された。

しかしそれよりも厳しく追及したのは、裁判員の方々であった。

裁判員の構成は、男性、女性が半々であったが、特に男性の方々は、被告人の家庭環境に関心を持ち、非常に熱心であった。

父親と被告人との関係がうまくいっていないことも察知し、父子関係について次々と質問を重ね、両親の躰が不十分である点を指摘した。

裁判官も、裁判員の方々の質問を遮ることはせず、質問が一段落すると「他に何か質問はありますか」と丁寧に尋ねたため、裁判員の質問は二巡、三巡し、やはり結果的に、検察官、弁護人の質問時間よりも、裁判員(その後の裁判官)の質問時間の方が長く感じた。

5 被告人質問

各証人に対する尋問が終わると、いよいよ被告人質問である。

被告人は、もともと少しおっとりした性格であったが、母親の尋問をみて、裁判員や検察官が、よってたかって母親をいじめているといった印象を受けてしまったようだった。質問前に声をかけると、自暴自棄気味に、「もう、どうでもいいです」と答えたため、答えたくないことは答えてなくてもよいから、答えられることは一生懸命答えなさいと諭し、何とか気持ちを落ち着かせた。

これまで被告人は、自分の尋問よりも、口下手な母親の尋問の心配をしていた。私は、「母親が口下手で、被告人に有利なことを言いそうにない」から心配なのだと思っていたが、そうではなく、大事な母親が、自分のせいで責められることに心を痛めていたのだと気づかされた。

被告人質問が始まり、相弁護人が、「(逃げようとして)車のアクセルを踏んだとき、店員さんにおつけようと思ったのか、ぶつかるかもしれないと思ったのか、ぶつからないだろうと思ったのか、どれか」と質問した。すると被告人は、はっきりと「おつけようと思いました」と答えた。これまでの打ち合わせでは、被告人は「ぶつかるかもしれない」という未必の故意のような発言をしていたため、これには相弁護人が焦り、「おつけようと思ったの? ぶつかるかもしれないと思ったの?」と聞き直したが、やはりはっきりと、「おつけようと思いました」と再度答えてしまった。

失敗だったかと思ったが、判決ではこの部分を取り上げ、「被告人は自分に不利なことも正直に述べている」と評価され、その他の供述の信用性が認められたため、結果的には救われた点である。

裁判員の方々からの質問は、概ね以下の点に集中した。

- ① 犯行当時、気が動転していた、焦っていたと供述しているにもかかわらず、なぜ、被害者を轢き殺すつもりも重傷を負わせるつもりもなかったといえるのか、矛盾していないか。

② 反省しているというが、感じ取れない。

③ 社会復帰後、まじめに仕事をする供述しているが、今まで長続きせず、思うような仕事を見つけるのは困難な状況で実現できるのか。

被告人は、①については、気が動転し、焦っている状況でも、絶対に、相手を殺そうとかひどい怪我を負わすなどと考えていなかったと断言した。

②については、公判中、犯行状況を写した被害店舗駐車場の防犯カメラ映像を初めて見たこと、自分のした事を客観的に見てとてもショックを受け、「自分は本当にとんでもないことをしたと改めて思った、二度とこんなことをしてはいけないと心に誓った」と、つたない言葉で一生懸命答えた。質問をした裁判員も少し心を打たれた様子であった。

③については、「石の上にも三年というから、どんなに辛くて嫌だと思っても、三年は我慢して仕事を継続する」と答えた。これは、接見の度に被告人に伝えていた言葉だったので、弁護人としてうれしく思った。

さらに裁判員からは、「仕事を続けるといっても、まず見つからないとどうしようもないのではないか」と鋭く問われた。この質問に対しては、何と答えて良いかわからなかったようで、当初は「がんばって探します」と繰り返していたが、最後に、「これからは人間らしく生きたい」と答えた。質問に対する回答になってはいないが、質問した裁判員は満足そうな様子であった。

全般に、被告人は、裁判員の熱意あふれる質問に対し、一生懸命その場で考え、自分の言葉で答えようとする姿勢がみられた。弁護人も、被告人が公判を通じて成長していると感じた瞬間であった。

6 論告・求刑と弁論

(1) ハプニング

公判3日目の10時から、論告・求刑と弁論が行われる予定であった。

しかし、10時を過ぎても、裁判官も裁判員も現れない。

15分ほど経過し、まず、検察官が別室に呼ばれた。

それから15分ほど経って、今度は弁護人が別室に呼ばれた。

別室では、裁判官、検察官、弁護人のみが集まった。

裁判長からは、裁判員たちが、争点にしていなかった被害者の負傷部位について問題視していることが告げられた。つまり、被害者Cの尋問で疑問視された捜査車両と犯行車両の相違により、被害者Cが腹部分を負傷したという証言の信用性を疑っているということであった。

裁判長は、「このままでは評議が進まないと予測される」として、検察官に対し、犯行車両の写真等、捜査車両と比較できる証拠の提出を求めた。

そこで検察官は、検察庁に連絡をし、未提出証拠の中から犯行車両の資料を提出することとなった。裁判長は弁護人に対し、弁論再開し、新たな証拠提出の手続きをとると述べたので、当方も、これに同意することにした。

このような状況の下、一時間遅れで開廷し、弁論再開、証拠提出手続きがとられた。

(2) 論告・求刑

冒頭陳述と同様、論告も「論告メモ」というカラー刷りの資料1枚が配られた。記載内容は、冒頭陳述と変わり映えがせず検察官の主張は、公判の内容を反映したとは感じられなかった。公判での証人、被告人と裁判員とのやり取りは無視されたといっても過言ではない。

メモ自体も、よく言えば、整ったレイアウトでコンパクトに要点がまとめられているが、本件裁判員の熱意、検討力を思うと、幼稚な記載との印象を受けた。「裁判員は一般人で素人だから」という考えにとらわれ、能力を軽視しているようにも感じ、違和感があった。

求刑は、強盗致傷罪の法定刑の下限の懲役6年であった。

(3) 弁論

弁護人の方針は、第一に、裁判員の方々が尋問で引き出した言葉を最大限に利用することであった。こうすることで、裁判員が直接公判で見聞きした（被告人に有利な）供述、証言に目を向けてもらう狙いがあった。

第二に、被告人に不利な面については、無理に否定せず、別の角度から有利に利用しよう心がけた。例えば、「仕事が続けられるかどうかの前に、まずは仕事を見つけられるかが問題ではないか」という裁判員からの質問については、実刑により社会復帰に時間がかかると、さらに仕事が見つかりにくくなるというデメリットがあり、ひいては被告人の更生を妨げるという主張につなげた。

また、「被告人は精神的に未熟」という印象に関しては、公判前はもっと未熟であった点を強調し、公判ではかなり成長している、よって被告人には更生能力があるとの主張につなげた。

第三に、相対評価の観点で評議すべきことを示唆した。

裁判員にとっては、本件が唯一の事件である。犯罪である以上、よい印象にならないことは当然である。本件のみに視点が集中しすぎると不利なので、他の強盗致傷案件に比べれば比較的軽い事件との印象を与え、量刑バランスに目を向けてもらうように努めた。

第四に、裁判は制裁を与えるとともに、他方で、更生の機会を与える場であることを強調した。結局は、さらなる犯罪を抑止することが社会にとっても利益であり、むやみに厳罰に処することが目的ではないことに目を向けてもらうよう努めた。

以上の点を心がけ、なるべく裁判員の方々の目を見ながら、弁論を行った。

7 判決

結論としては、保護観察付の執行猶予判決となった。

量刑の理由では、被告人の犯行態様は悪質であるとしながらも、被告人は（被害者を殺そうとか重大な怪我を負わせようとしたものではなく）一定の抑制をきかせていたこと、計画的犯行とまではいえないこと、幸い被害者の傷害の程度が軽く、示談が成立していること、被告人は被害者らが自動車の前にいることを認識しつつアクセルを踏んだことを認めるなど自己に不利益なことも素直に認めて反省しており、更生の可能性があることなど、こちらが主張した有利な情状を最大限に酌んでいただいた。

第5 雑感

裁判員裁判は、現場で勝負できるという醍醐味がある。本件の裁判員の方々は、強い熱意のもと、真剣に裁判に向き合って下さった。

また、裁判長は、裁判員の意見を重んじ、尊重する訴訟指揮をとっておられたので、まさに現場で、裁判員の方々を説得するくらいの勢いで弁論を行った。

公判3日目を終え、その夜から翌朝ギリギリまで弁論要旨を見直し、説得感のある表現を心がけて修正するなどスケジュール的には余裕がなかったが、裁判員の記憶が鮮明なうちに弁論できたことは効果的であったと思う。

裁判員制度自体は、長所も短所もあるかと思うが、長所を生かすことができれば、弁護士にとって、これまでの刑事裁判よりもやりがいがあり、結果が出せる制度だと感じた。